

職務専念義務違反に関する件

<p>通報概要</p>	<p>A課長が、勤務時間中に市庁舎外で喫煙している。</p>
<p>委員の対応・不対応の判断及びその理由</p>	<p>1 A課長の行為について</p> <p>(1) 勤務時間中の喫煙について</p> <p>所属調査報告書によると、A課長は、勤務時間中に喫煙目的で屋外の弁天橋付近に外出した事実を認めており、令和2年6月及び7月に4回喫煙したと推察され、1回当たりの喫煙本数は1本であり、長くても10分前後の時間であったとのことである。</p> <p>また、A課長は勤務終了後に、人通りの少ない弁天橋の対岸側で喫煙してから帰宅したことがあったとのことである。</p> <p>ア 「職員の勤務時間中の喫煙について（通知）」（令和元年10月25日総職健第679号副市長通知。以下「令和元年通知」という。）との関係</p> <p>勤務時間中の喫煙については、令和元年通知により、令和2年4月1日から行わないこととされている。この通知は、禁止の半年前の令和元年10月に発出されており、令和2年4月22日には確認のため、「職員の勤務時間中の喫煙について（通知）」（総職健第57号総務局職員健康課長（総括衛生管理者）通知）も出されている。さらに、それ以前から勤務時間中の喫煙について注意喚起が行われていたことから、課長であれば当然に認識していなければならないことである。</p> <p>このように、繰り返し注意喚起がなされている中で、A課長は、副市長から通知されたルールを無視して、勤務時間中に喫煙したものであり、部下職員に注意喚起や指導をする立場である責任職であることを踏まえると、喫煙回数は4回程度と多くはないものの、その行為は重く受け止めなければならない。</p> <p>イ 職務専念義務との関係</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定し、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第3条では、「職員は、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念するものとし、みだりに勤務場所を離れてはならない。」とされている。</p> <p>A課長の勤務時間中の喫煙は、勤務時間中に勤務場所を離れて私的な行為を行ったものであり、これらの規定に抵触するものでもあることから、所属では、厳正に対処することが必要である。</p> <p>(2) 勤務終了後の喫煙について</p> <p>A課長が勤務終了後に人通りが少ない場所である弁天橋の対岸で喫煙をしたことについては、「職員の喫煙について（通知）」（令和2年7月10日総コ第81号総務局コンプライアンス推進課長通知。以下「コンプラ通知」という。）で指摘された場所とは違っていても、路上喫煙自体が歩行者に迷惑な行為である。コンプラ通知の趣旨を踏まえると、法令等に違反するものではなくとも、市民等への受動喫煙防止対策への協力を求めていく立場である公務員として慎むべき行動であったと考えられる。</p> <p>2 上司の管理監督に関して</p> <p>所属調査報告書によると、A課長の上司は、令和元年通知が発出されて以降、喫煙習慣のある責任職に対して率先して範を示すよう、また、健康増進のためにも禁煙するよう指導しており、また、コンプラ通知を受け、部課長会において各課長に周知徹底を図り、各所属でも周知するよう依頼し、併せて喫煙習慣のある管理職には、通知文写し等を配布して、公務員として自覚ある行動を取るよう強く注意喚起を行ったとのことである。また、上司及び部下職員も、A課長に長時間の不自然な離席がなかったと説明している。</p> <p>これらのことから、上司は、必要な注意喚起は行っていたと考えられ、指導、監督が不適切なものであったとまではいえない。しかし、結果として、部下であるA課長が勤務時間中に喫煙をしていたことは上司の監督が不十分であったといわざるを得ない。</p> <p>3 まとめ</p> <p>以上のとおり、A課長が行った勤務時間中の喫煙は、令和元年通知に違反する行為である</p>

	<p>とともに、地方公務員法第35条及び横浜市職員服務規程第3条に抵触するものであり、厳正な対処が必要である。</p> <p>所属では、A課長に対し厳正に対処していくとしており、また、A課長は、現在は勤務時間中の喫煙は行っておらず、深く反省し二度と勤務時間中に喫煙しないと表明しているとのことであるから、勧告は行わず、これらを適切に実行することを要望し、対応を終了する。</p>
本市の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 率先して範を示し、指導すべき責任職が、公務員としての自覚に欠ける行動をとった今回の事態を重く受け止め、二度とこのようなことがないように、あらゆる機会を捉え、通知の周知徹底を図るとともに、公務員としての自覚を促すなど、再発防止に努めていく。</li> <li>2 A課長に対しては、勤務時間中に喫煙したことが、明らかになったことから、厳正に対処する。</li> </ol>